

山形県日本語教室開催支援事業費補助金

1回から
補助対象!

令和6年度 募集案内



◆新たに日本語教室を開催しませんか? 開催費用を助成します◆

【交付申請期限】教室開催（又は受講）の最初の日の30日前まで
(令和年11月8日までに開催する場合は10日前まで)

募集対象団体等

企業その他の事業者、監理団体、登録支援機関、市町村、市町村国際交流協会

補助金の額

26万円を上限に補助金を交付します。
(補助率1/2、千円未満切捨て)

補助対象事業

※令和6年度、
新たに開設する
場合のみ対象

- ①日本語教室を開催する事業
県内で就労している外国人又はその家族を対象として日本語教室を開催する事業
- ②日本語教室を受講させる事業
(企業等・監理団体・登録支援機関のみ)
日本語教育団体等が開催する日本語教室に外国人従業員又はその家族を通わせる事業

補助対象経費

※課税事業者の場合、
消費税は補助対象外
となります。

- ①日本語教室を開催する事業
・講師の謝金や講師の旅費 ・教材購入費
・教材印刷費 (印刷業者に外注する場合に限る)
・会場借上料 ・日本語教育団体等への委託料
- ②日本語教室を受講させる事業
(企業等・監理団体・登録支援機関のみ)
・受講者の旅費 (通勤手当対象外の区間に限る)
・受講料 (教材費を含む)

応募の詳細については、山形県ホームページから
補助金交付要綱をご確認ください。
<https://www.pref.yamagata.jp/>



県ホームページトップページ
> 教育・文化 > 国際関係
> 多文化共生

補助金の手続きの留意点

交付申請

教室開催（又は受講）の最初の日の30日前まで
(令和6年11月8日までに開催する場合は10日前まで)

事業実施

県の交付決定日以降、事業を実施（教室を開催）します。

- ◆補助金の概算払を受けることができる場合があります。
- ◆補助対象経費とするためには、交付決定日以降に契約し、令和7年2月28日までに支払完了する必要があります。
- ◆事業費の支出が確認できる証拠書類（帳簿や領収書等）、事業実施状況を撮影した写真を整理・保管してください。

実績報告

事業完了後30日以内又は令和7年3月7日（金）のいずれか早い日までに事業実績報告書を提出してください。



日本語教室を開催したいけど・・・

何から始めればいいのか、講師は誰に頼めばいいのか、相談したい場合は、
「山形県日本語教育総括コーディネーター」を派遣します!!

※希望する場合は、お気軽に以下の【お問合せ先】にご連絡ください

【お問合せ先】

山形県みらい企画創造部国際人材活躍・コンベンション誘致推進課

〒990-8570 山形市松波2-8-1 電話：023-630-2123

R6.10.9 Ver.